

東松島市市民公益活動団体登録制度

市民が市民公益活動に参加しやすい環境を整え、登録した情報をもとに団体活動のステップアップへ繋げるため、東松島市市民公益活動団体登録制度の運用を行っています。登録の手順は裏面のとおりのとなります。

制度にかかる登録のメリット

団体情報を
HPと窓口で公開

市民等からの
問い合わせ対応

助成制度や
イベント等の周知

団体への活動支援

会員増や
ネットワーク拡大を支援

団体事務局への
橋渡し

資金や外部発信の
機会をお知らせ

相談窓口を
設置

市民センター等
の使用料減免※

※利用申請する時に、市民公益活動団体自ら市民公益活動団体登録通知書を提示していただく必要があります。

市民公益活動とは?

市民が営利を目的とせず、自分たちで自発的に行う活動で、**多くの方に
向けたサービスの提供**へつなげることを目的とする活動をいいます。

例えば…



防災



まちづくり



保健・医療・福祉



芸術振興



環境保全



スポーツ振興



男女共同参画

19の分野で
登録可能

【問い合わせ】担当：東松島市総務部市民協働課まちづくり推進係

宮城県東松島市矢本字大溜16番地1

TEL:0225-82-1111 (内線3803・3808)

✉: kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp



東松島市市民公益活動団体登録制度 申請手続き

申請手続は、以下の順で行います。手続きに際して、必要書類の書き方がわからないなど作成のフォローも行いますので、担当までお問い合わせください。

① 東松島市市民公益活動団体登録申請書を 東松島市ホームページからダウンロード



市民公益活動団体

で検索 または

QRコードを読み取ると掲載ページへジャンプします。



② 市民協働課へ申請書類一式を提出

【登録要件】

- ・市内において5名以上で活動している。
- ・会則等を有し、入退会が自由である。

【必要書類】

- ・東松島市市民公益活動団体登録申請書(第1号様式)
- ・団体のルールを示す書類(規則や会則等)
- ・活動内容を示す書類
- ・会員名簿等構成員が確認できるもの

③ 市民協働課において書類確認・審査

④ 登録通知の送付